

一般社団法人日本高齢者運動機能向上研究会

定 款

平成26年 7月 7日 作 成

平成26年 7月 15日 公証人認証

平成27年 2月 8日 定款変更

一般社団法人日本高齢者運動機能向上研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本高齢者運動機能向上研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大島町に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、加齢に伴い低下する運動機能の向上を目指した運動（以下、「プラチナエクササイズ」という。）の研究・開発を行い、その普及と指導を担う人材（以下、「プラチナプログラム普及員・指導員」という。）を育成し、多くの高齢者が自らの力で生涯を生き活きと生活できる人（以下「プラチナエイジ」という。）になるための支援を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) プラチナエクササイズの開発と研究及び指導
- (2) プラチナエクササイズに関する講演
- (3) プラチナプログラム普及員・指導員を育成する講習
- (4) プラチナプログラム普及員・指導員の活動支援
- (5) 高齢者の健康づくり活動の支援
- (6) 機関紙及び図書の発行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規定に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規定に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 半年分以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。

この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及び賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額に係る定め
- (6) 正会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催) 第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は、一般法人法所定の電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第 5 章 役員

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、1 名を一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、この法人の理事（親族の他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係があるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 26 条 理事は、理事会を構成し、この定数の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条 監事は次に掲げる職務を行う。

（1） 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

（2） この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

（3） 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

（4） 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれのあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

（5） 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

（6） 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

（7） 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

（8） その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第 28 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、

新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 30 条 常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬等規定による。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取り扱いについては、第 43 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(設置)

第 33 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたとき

は、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 44 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規定による。

(基本財産の維持及び処分)

第 45 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 46 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

第 50 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規定による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第 51 条 この定款は、社員総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

（合併等）

第 52 条 この法人は、社員総会において総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上の決議により他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第 53 条 この法人は、一般法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

（残余財産の処分）

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（剰余金の非分配）

第 55 条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 事業報告

(3) 事業報告の附属明細書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(7) 監査報告

(8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には法令で定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

(1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員

(2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録正会員及び債権者

(3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録裁判所の許可を得た正会員及び債権者

(4) 会計帳簿 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第10章 その他

(公告)

第58条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

これは当法人の現行定款である。

平成27年 2月 8日

一般社団法人日本高齢者運動機能向上研究会

代表理事 新井恵子